

板倉町公共施設等総合管理計画

平成29年3月（令和4年3月改訂）

はじめに

わが国においては、高度経済成長期から急激な人口増加と社会変化により、公共施設や道路・橋りょうといった土木インフラの整備が進められてきました。建設から30年以上経過した公共施設や土木インフラは、日常的な修繕による対応が増えてくるほか、維持管理のための大規模改修が必要となり、耐用年数を経過したものについては更新が必要となってきます。

一方、世界経済の成長率は低迷を続け、わが国の経済成長率も低い値を推移しており、先進国の中でも最悪の水準にあるといわれる公債残高も増加の一途をたどっています。それに加え、少子高齢化に伴う社会保障費の増加、また、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少等によって、将来の財政状況はさらに厳しくなることが予測されています。

このような中で、地方公共団体においては、高度化・多様化する住民ニーズに対応し、住民の皆様にご満足していただける行政サービスを提供していくことが求められています。行政サービスを継続するためには、財政基盤の盤石化が喫緊の課題です。

公共施設の老朽化は、将来的な更新費用の増加を意味しています。人口減少等により財政状況は厳しくなる中、社会構造や住民ニーズの変化により公共施設等の利用需要や必要とされる機能が変化していくことが予想されます。行政サービスの水準を維持するためには、公共施設の維持更新費を適正な水準に抑えていく必要があります。

本町が今後も健全な財政運営を続け、住民へのサービス水準を維持しつつ、公共施設等を適正に管理していくため「板倉町公共施設等総合管理計画」を策定し、令和4年3月に第2版として改訂しました。

内容

第1章 計画策定の背景と目的	4
1. 背景	4
2. 目的	4
3. 位置づけ	4
4. 計画期間	5
5. 対象範囲	5
第2章 人口と財政の現状と将来見通し	7
1. 人口の現状分析と将来見通し.....	7
① 人口推移と将来推計	7
② 年齢3区分別人口の推移.....	8
③ 人口ピラミッドの推移	9
2. 財政の現状と将来見通し.....	10
① 歳入決算額の推移	10
② 歳出決算額の推移	11
③ 投資的経費の推移	12
④ 性質別経費の内訳と将来推計	13
⑤ 地方債現在高の推移	14
⑥ 積立金現在高の推移	15
3. 目指すべき将来人口をふまえた財政状況の将来見通し.....	16
① 人口の変化による地域への影響.....	16
② 人口の変化による歳入への影響.....	16
③ 人口の変化による歳出への影響.....	16
④ 一部事務組合・企業団の負担金見込み.....	16
第3章 公共施設等の現状と将来見通し	17
1. 公共施設の現状	17
① 施設類型ごとの延床面積・割合.....	17
② 建築年別整備状況（延床面積）.....	18
③ 過去に行った対策の実績	19
④ 施設保有量の推移	19
⑤ 有形固定資産減価償却率の推移.....	19
2. 土木インフラの現状	20
① 道路の整備状況.....	20
② 橋りょうの整備状況	21
③ 農業用排水路の整備状況	22
④ 下水道の整備状況	22

3.	将来の更新費用の推計	23
①	公共施設の更新費用の将来推計	23
②	道路の更新費用の将来推計	24
③	橋りょうの更新費用の将来推計	24
④	下水道の更新費用の将来推計	25
⑤	公共施設と土木インフラをあわせた将来の更新費用の推計	26
4.	社会構造の変化とサービス見直しの必要性	26
第4章 公共施設等総合管理計画の基本方針		27
1.	基本方針	27
①	総資産量の適正化	27
②	長寿命化の推進	27
③	施設の転用と除却	27
④	公民連携による民間活力の導入	28
⑤	バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進	28
2.	推進体制	28
①	財政と各課局との連携	28
②	町民との協働	29
③	職員の意識改革	29
第5章 施設類型ごとの基本方針		30
1.	公共施設	30
①	学校教育系施設	30
②	社会教育系施設	30
③	子育て支援施設	30
④	保健・福祉施設	30
⑤	清掃施設	30
⑥	行政施設	30
⑦	公営住宅	31
⑧	公園	31
2.	土木インフラ	31
①	道路	31
②	橋りょう	31
③	用排水路	32
④	下水道	32

第1章 計画策定の背景と目的

1. 背景

昭和 30（1955）年の合併により板倉町が誕生してから、本町では、人口構造の変化や社会的ニーズに対応するため、学校、子育て支援施設、公民館などの公共施設を建設し、道路や橋りょう、用排水路といった土木インフラに対しても改良や整備を進めてきました。

しかし、人口の減少と少子高齢化により、建設された当初とは人口構造も変化し、社会的ニーズも変化してきています。「板倉町役場庁舎基本計画」に基づき、平成 31 年 2 月に役場庁舎の建て替えが完了しましたが、庁舎のほかにも、これまでに建設された公共施設や土木インフラ（以下「公共施設等」という。）の老朽化が進んでおり、今後、これらの施設について大規模改修、更新や集約が必要となる時期を控えています。

また、人口の減少と少子高齢化により、今後財政面では町税収入の伸び悩みに加え義務的経費の増大なども予想されます。長期的には財政の自由度が低くなり、財政状況の硬直化が進むことを見据えておく必要があります。

2. 目的

将来的に予測される財政状況に対応するためには、公共施設等の更新にかかる費用を適正な水準に抑えることが課題となります。長期的な視点により長寿命化・統廃合・更新・除却の施策を行うことにより、公共施設等の更新が財政状況に与える負担を軽減・平準化し、社会的ニーズにあった行政サービスの機能を提供するため、板倉町公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）を策定し、必要に応じて見直しを行います。

3. 位置づけ

本計画は、本町の上位計画である「板倉町総合計画（以下「総合計画」という。）」を下支えする計画であり、「人口ビジョン」及び「総合戦略」と連動して、各政策分野の中で公共施設面の取り組みに対して横断的な指針と行動計画を提示するものです。計画期間を令和 12 年度までの 10 年間として策定した「個別施設計画」や「板倉町役場庁舎基本計画」、「板倉町舗装維持修繕計画」、「板倉町橋梁長寿命化修繕計画」、「板倉町耐震改修促進計画」などの計画については、本計画を上位計画と位置づけ、本計画の方針との整合性

や計画自体の実現可能性を検証することとします。また、広域的な観点での公共施設等が担う都市機能の連携強化や機能分担についても、現在策定中の「館林都市圏広域立地適正化に関する基本方針」に基づき、今後検討していくこととします。

4. 計画期間

本計画は、公共施設等の寿命は数十年に及び、中長期的な視点が不可欠であることから、平成 28（2016）年度から令和 37（2055）年度までの 40 年間の将来推計に基づき策定します。総合計画の期間と同期を図るため、策定作業に充てた平成 28 年度を除いた、平成 29（2017）年度から令和 9（2027）年度までの 11 年間で当初の計画期間とします。具体的な実施計画については、平成 31（2019）年度までは中期事業推進計画の後期実施計画に記載します。令和 2（2020）年度からは総合計画と実施計画へ反映するものとし、以後は、総合計画の策定時に併せて内容を更新していくものとします。また、期間内であっても必要に応じて見直しを実施します。

具体的な計画を総合計画の実施計画へ記載することにより、所管課局において進行管理やマネジメントを行います。総合計画の実施計画では、毎年度ごとに各事業の評価と検証および見直しを行っていくローリング方式により、事業の進行管理を行っています。財政的な裏づけを行うため、歳入・歳出額の変動や扶助費等の増大、更新費用試算条件の変更などがあった場合や緊急性なども勘案しながら実施計画の見直しを行います。

5. 対象範囲

総合管理計画では、本町が所有するすべての公共施設等を対象とします。

一部事務組合又は企業団が保有している消防関係施設、衛生施設、公立病院関係施設などは総合管理計画の対象から除外します。しかしながら、一部事務組合の施設整備による起債については将来の負担金の増額等が予想されますので、支出の見込みについて財政面で考慮する必要があります。

また、上水道については、平成 28 年度より太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町の 3 市 5 町により群馬東部水道企業団が設立され、水道事業が統合されました。板倉町水道事業として整備してきた上水道の資産はすべて企業団へ引き継がれましたので、上水道についても総合管理計画の対象から除外します。

総合管理計画では、本町の所有するすべての公共施設等を公共施設（いわゆるハコモノ）、土木インフラの2つに分類し整理します。さらに公共施設については、機能別に学校教育系施設、社会教育系施設（文化系施設、スポーツ・レクリエーション施設を含む）、子育て支援施設、保健・福祉施設、清掃施設、行政施設、公営住宅、公園の8つに分類します。土木インフラについては、道路、橋りょう、用排水路、下水道の4つに分類し整理します。

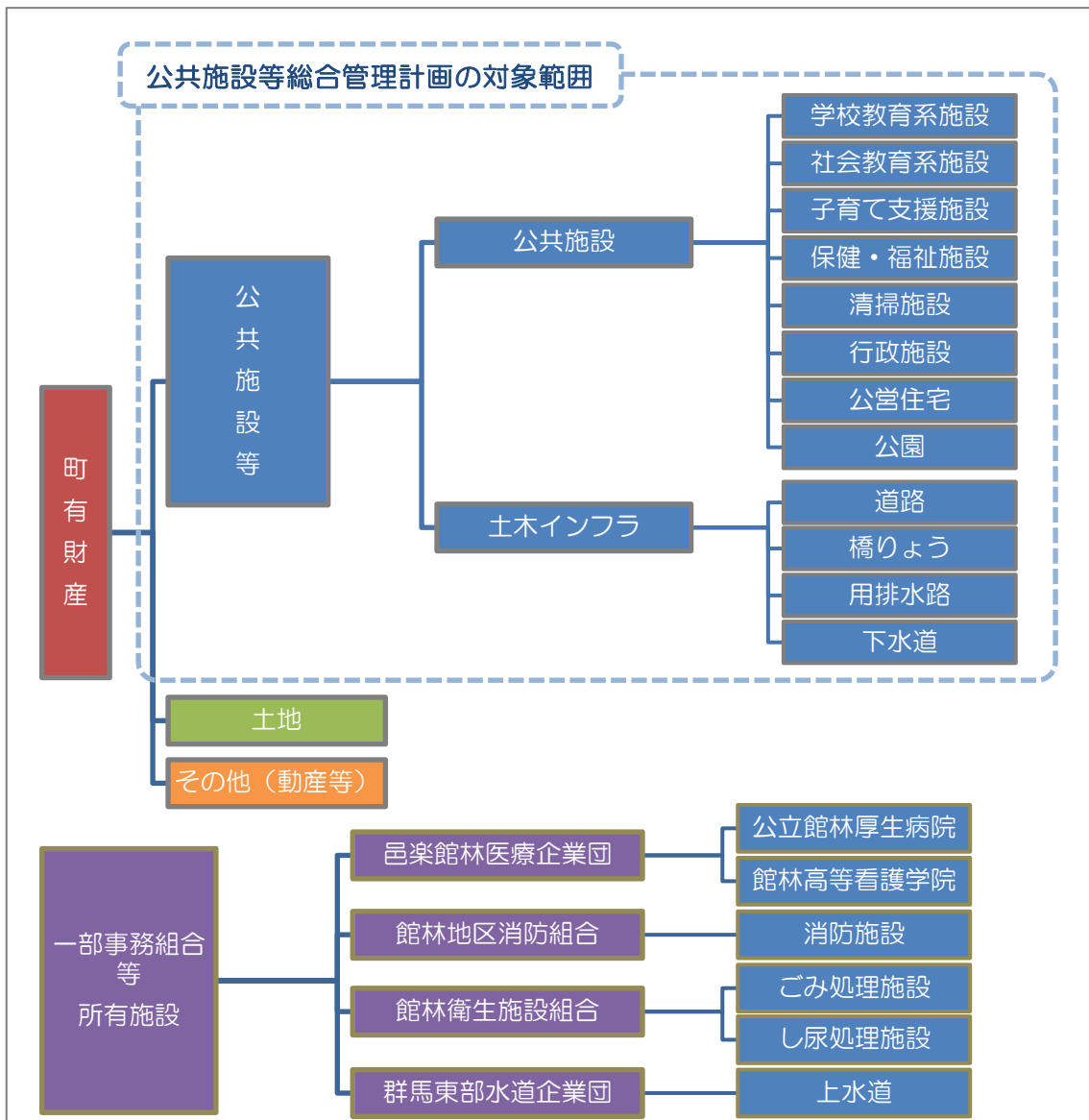


図 1-1 公共施設等総合管理計画の対象範囲

第2章 人口と財政の現状と将来見通し

1. 人口の現状分析と将来見通し

平成28年3月に策定した板倉町人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）は、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を勘案し、本町における人口の分析を行い、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すものです。人口ビジョンで示す人口推移等から、今後の課題を明確化し、総合戦略の基本的な考え方の基盤として活用しています。総合管理計画でも、人口ビジョンを基本的な考え方の基盤として活用することとします。

① 人口推移と将来推計

板倉町の人口は、本町が誕生した昭和30（1955）年には19,429人でしたが、その後減少傾向で推移し、60年後の平成27（2015）年には15,015人となり、22.8%減少しています。人口の減少傾向は今後も続くと予測されており、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という）が公表した推計結果では、8年後の令和12（2030）年には、23年後の令和27（2045）年には9,921人（昭和30年比51.0%）まで減少すると予測されています。

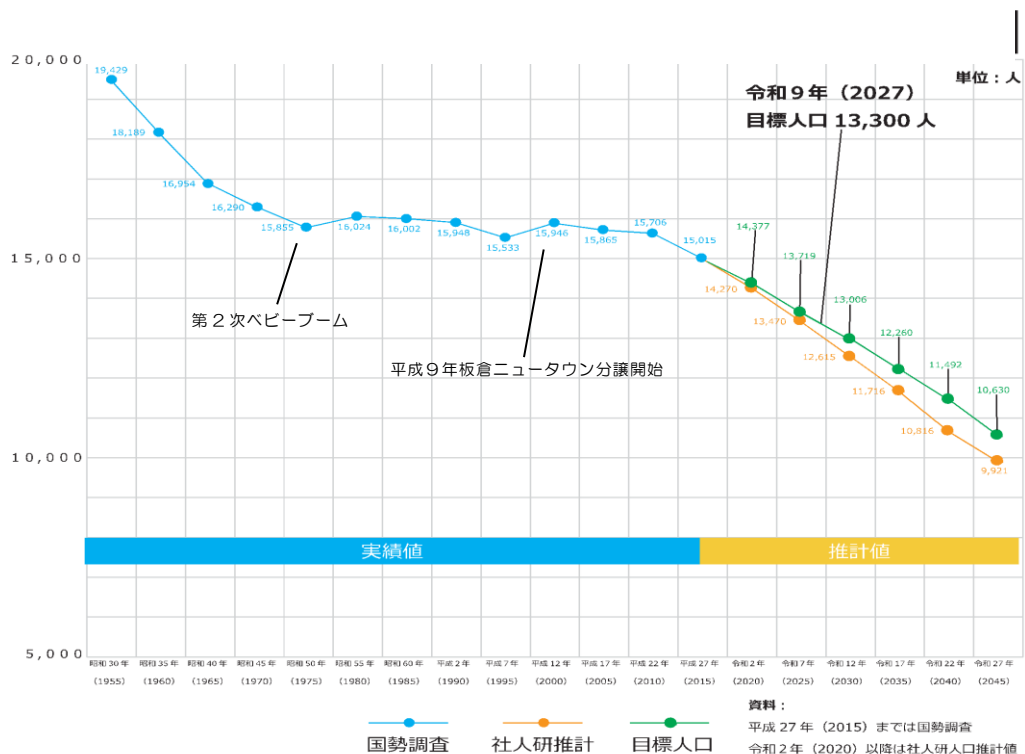


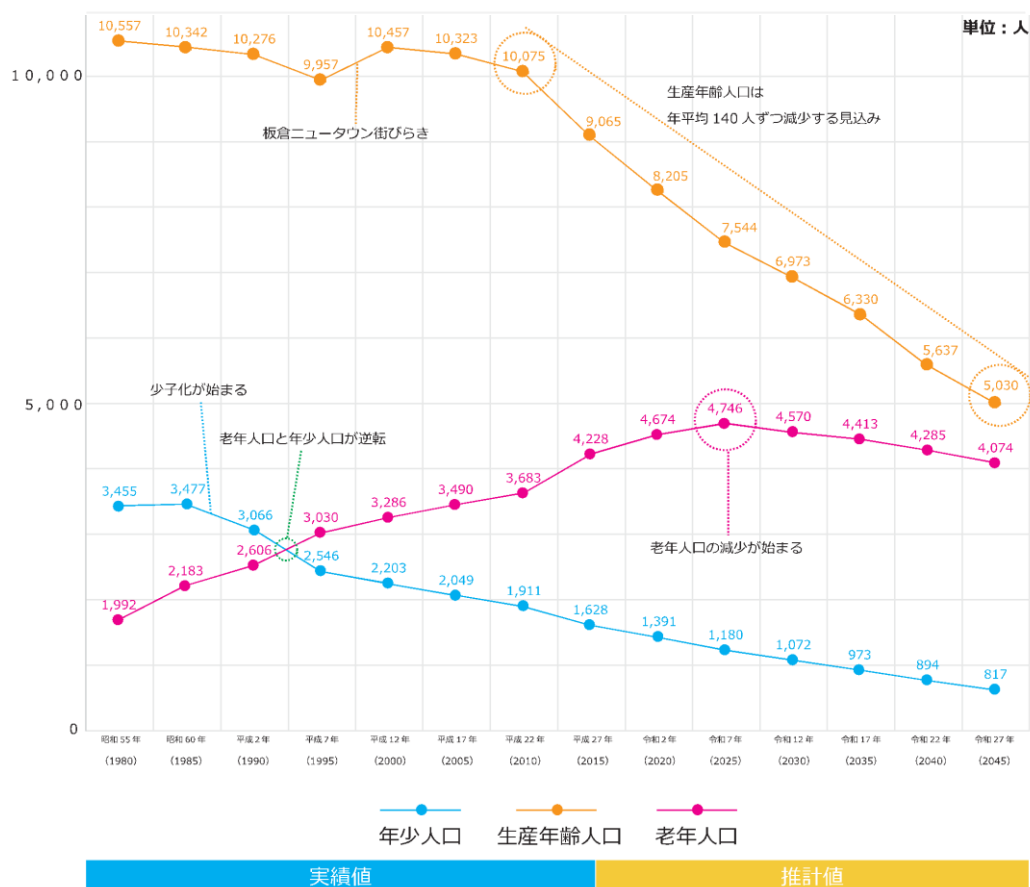
図 2-1 板倉町の人口推移と将来人口（板倉町人口ビジョン）

社人研の推計と本町の近況を勘案すると、人口減少の傾向は止まらない見通しです。当町の人口ビジョンでは、中間目標として令和 9 (2027) 年に 13,300 人、長期目標として令和 27 (2045) 年に 10,630 人と設定しており、社人研の推計を 700 人ほど上回る人口となります。

② 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別の人口を見ると、生産年齢人口(15～64歳)は、平成 27(2015)年で 9,065 人ですが、今後も減少傾向が見込まれるため、令和 27 (2045) 年には 5,030 人となり、平成 27 年(2015)年と比べ、44.6%減少することが見込まれています。

一方、老年人口は、令和 7 (2025) 年まで増加傾向ですが、令和 7 (2025) 年以降は減少することが見込まれています。平成 27 (2010) 年には、生産年齢人口約 2.1 人で老年人口 1 人を支えていましたが、令和 27(2045)年には、生産年齢人口約 1.2 人で老年人口 1 人を支える割合になります。



※ 1 年少人口・生産年齢人口・老年人口：年少人口(15歳未満の人口)・生産年齢人口(15～64歳までの人口)・老年人口(65歳以上の人口)

図 2-2 年齢3区分別人口の推移(板倉町人口ビジョン)

③ 人口ピラミッドの推移

年齢階級別の人口構成の推移を見ると、昭和 60（1985）年は老年人口が少ない「ピラミッド型」の形状でしたが、平成 27（2015）年には老年人口の増加により、「逆ピラミッド型」の形状に変化しています。さらに、令和 27（2045）年には年少人口割合は全体の 10%以下となり、老年人口割合が 40%を超えると予測されています。

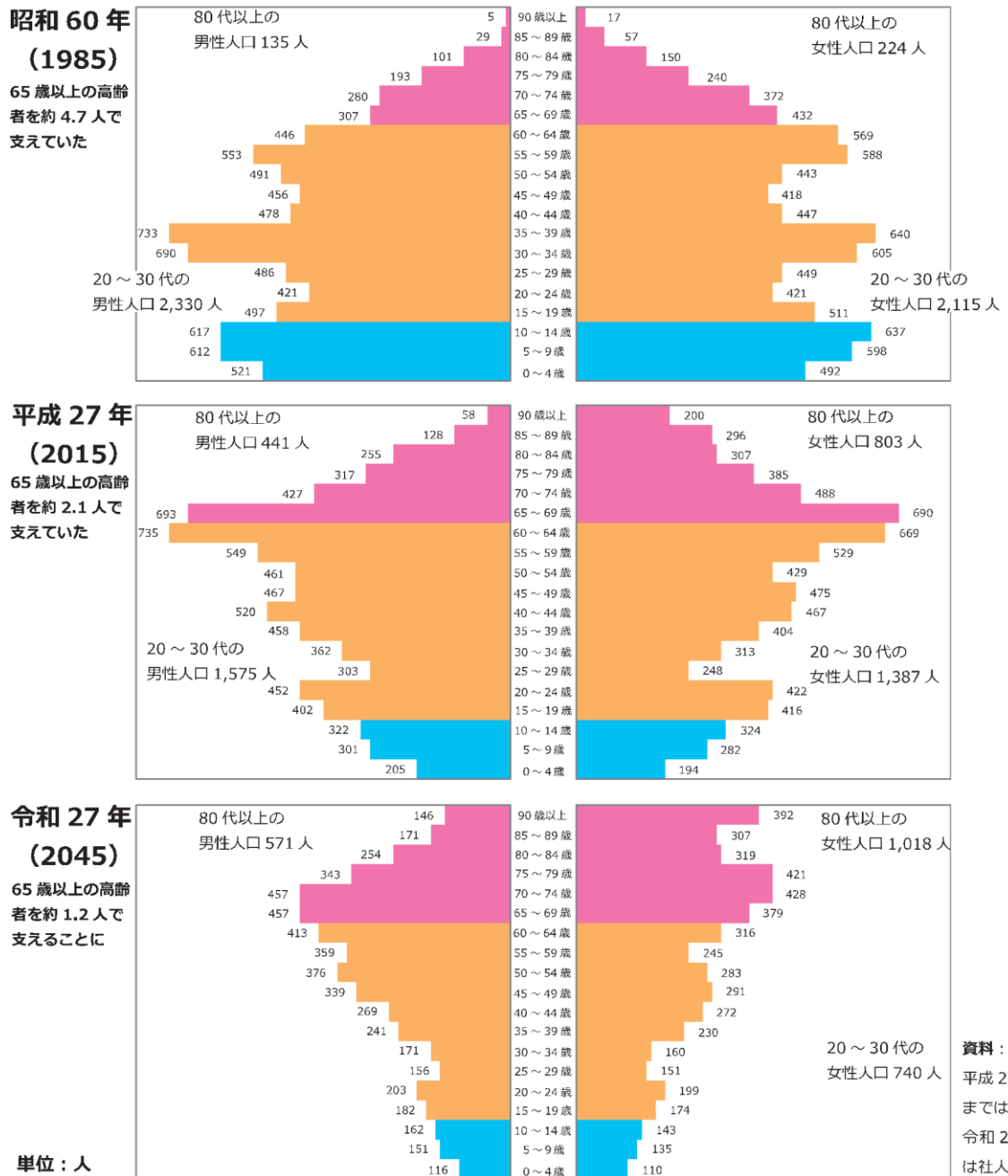


図 2-3 人口ピラミッドの推移（板倉町人口ビジョン）

2. 財政の現状と将来見通し

① 歳入決算額の推移

令和2（2020）年度の歳入決算額は78.7億円となっています。

平成23（2011）年度から令和2（2020）年度までの歳入決算額の推移を見ると、平均で65.4億円の歳入となっています。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症対策として国庫支出金が増え¹、全体を通じて地方債²の借入額によって歳入額が変化する傾向にあります。

主な自主財源³である町税は、平均で20.3億円で推移しており、令和2（2020）年度は21.9億円となっています。

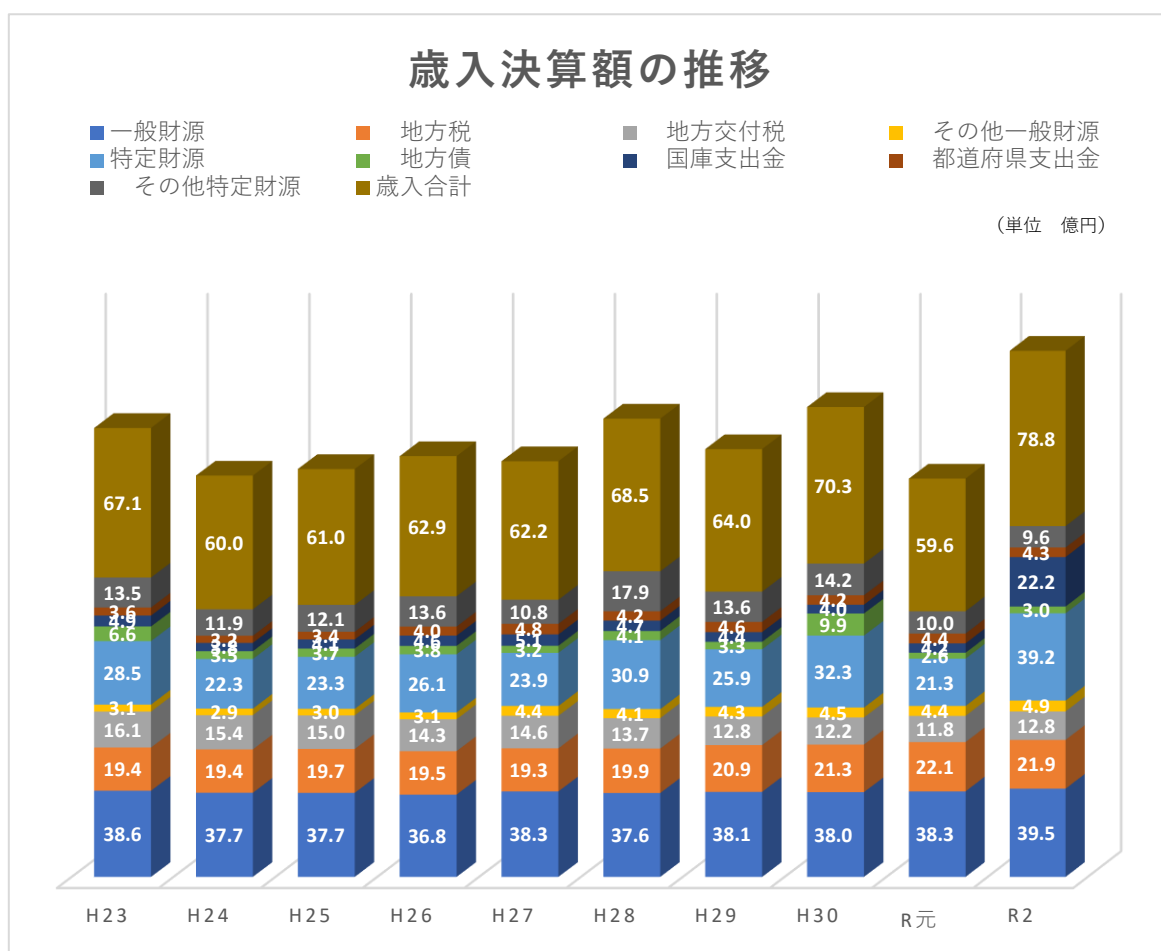


図 2-4 歳入決算の推移

¹ 国庫支出金：特定の事業に対しての国からの補助金などのこと。

² 地方債：町の借入金のこと。

³ 自主財源：町が自主的に収入することができる財源のこと。

② 歳出決算額の推移

令和 2（2020）年度の歳出決算額は 71.5 億円となっています。

平成 23（2011）年度から令和 2（2020）年度までの歳出決算額の推移を見ると、60 億円前後の歳出となっています。扶助費⁴について、歳出決算額の増減に相関せず年々増加傾向にあることがわかります。

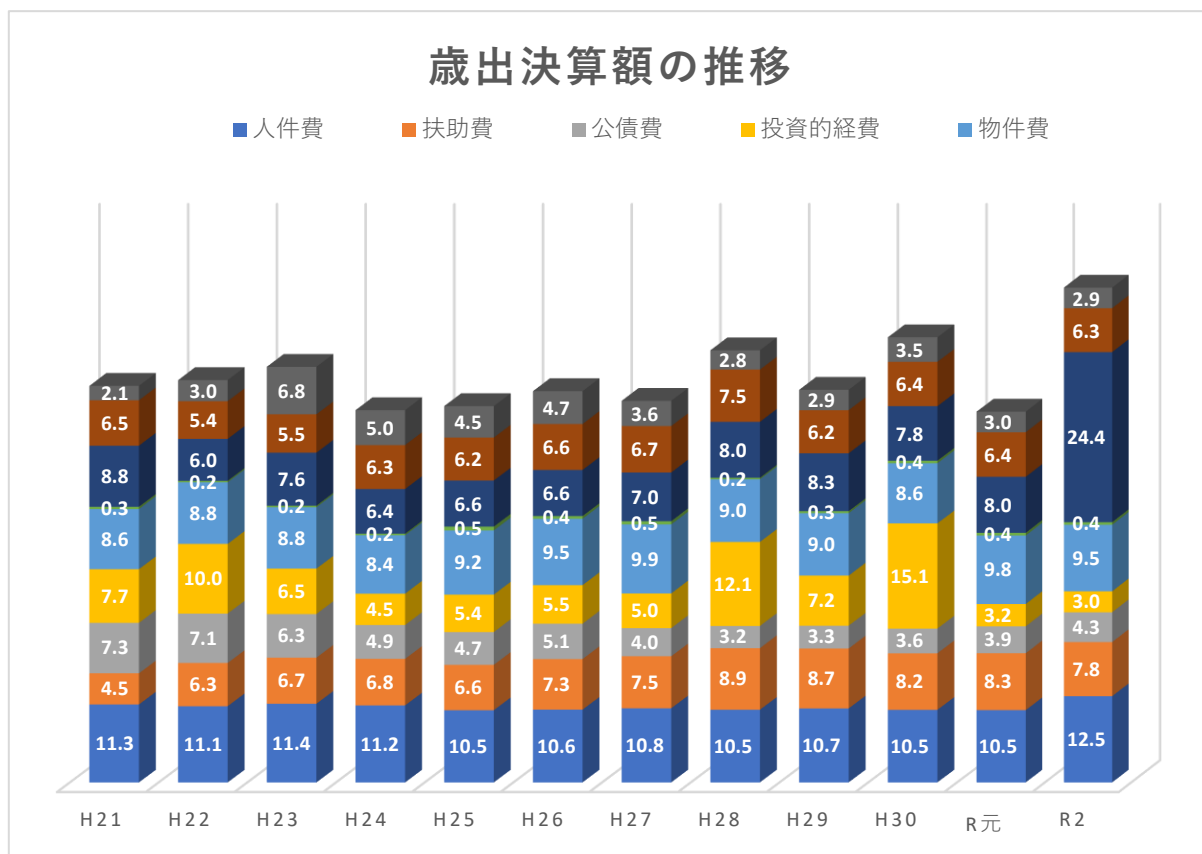


図 2-5 歳出決算の推移

⁴ 扶助費：社会保障制度の一環として各種の法令等に基づき高齢者、児童、心身障害者等に対して生活を維持するために支出される経費および町が単独で行っている各種扶助の経費のこと。

③ 投資的経費の推移

令和 2（2020）年度の投資的経費⁵は 3.0 億円となっています。

平成 18（2006）年度から平成 27（2015）年度までの投資的経費の推移を見ると、3.0 億円から 15.0 億円と年度により金額の増減があります。平成 28（2016）年度及び平成 30（2018）年度の経費が高額となっているのは、板倉町庁舎建設事業のためです。投資的経費は、年度により金額の増減があります。その年度ごとに注力すべき分野に集中して配分を行っているためです。

直近 2 年間では減少傾向にあり、平成 21（2009）年度から令和 2（2020）年度の投資的経費の平均は 7.1 億円です。

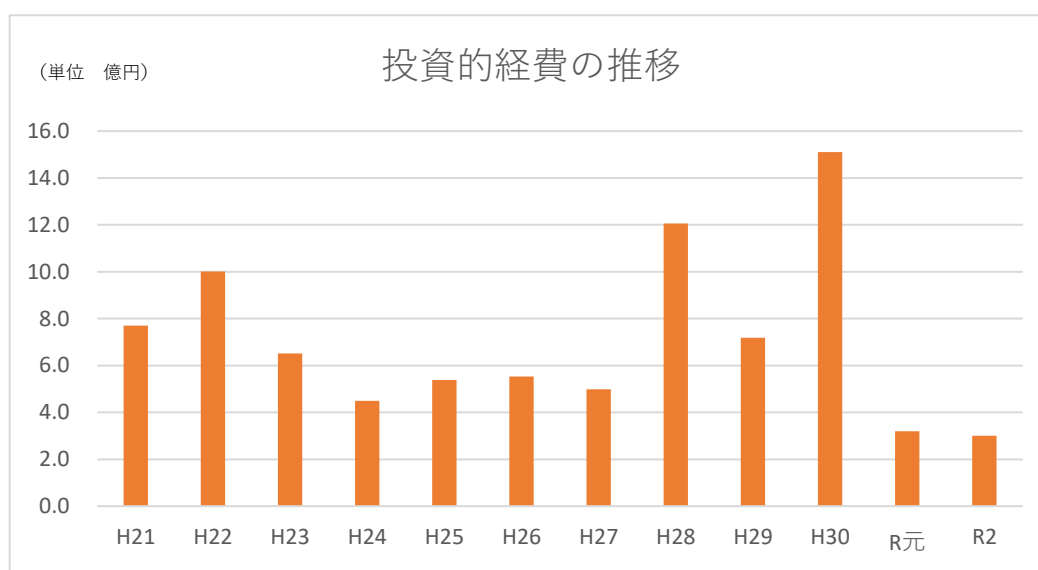


図 2-6 投資的経費の推移

⁵ 投資的経費：支出の効果が単年度また短期的に終わらず、固定的な資本の形成に向けられる経費（普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費）のこと。

④ 性質別経費の内訳と将来推計

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策経費の増加が顕著ですが、長期的に見ると義務的経費⁶については、扶助費が増加傾向にあり、公債費⁷は庁舎建設終了後増加します。投資的経費については、普通建設事業費が庁舎建設に伴い一時的に増加しますが、その後は微減傾向となります。その他の経費については、物件費⁸と補助費⁹が増加傾向となると予想されます。

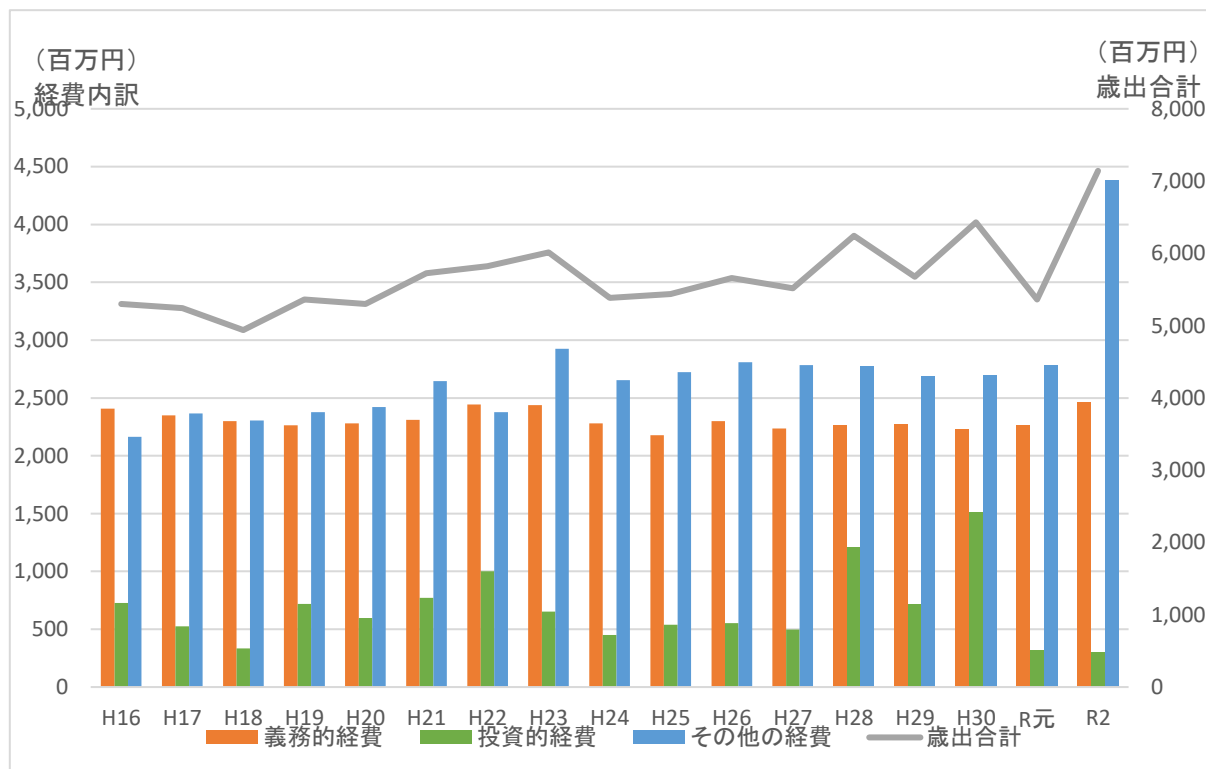


図 2-7 歳出合計と性質別経費の内訳

⁶ 義務的経費：支出することが制度的に義務づけられている経費（人件費、扶助費、公債費）のこと。

⁷ 公債費：町が借り入れた地方債の元利償還金（返済金）のこと。

⁸ 物件費：消費的性質の経費（賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、委託料、使用料および賃借料、原材料費など）のこと。

⁹ 補助費：講師謝金などの報償費、一部事務組合への負担金、各種団体等に対しての補助金および交付金などの経費のこと。

邑楽館林医療企業団による公立館林厚生病院新病棟の建設と既存棟の改修工事、館林衛生施設組合による広域ごみ処理施設として焼却処理施設・リサイクル処理施設・最終処分場の建設、館林地区消防組合による施設整備が続いており、借入金返済に伴う負担金の増加が今後見込まれます。

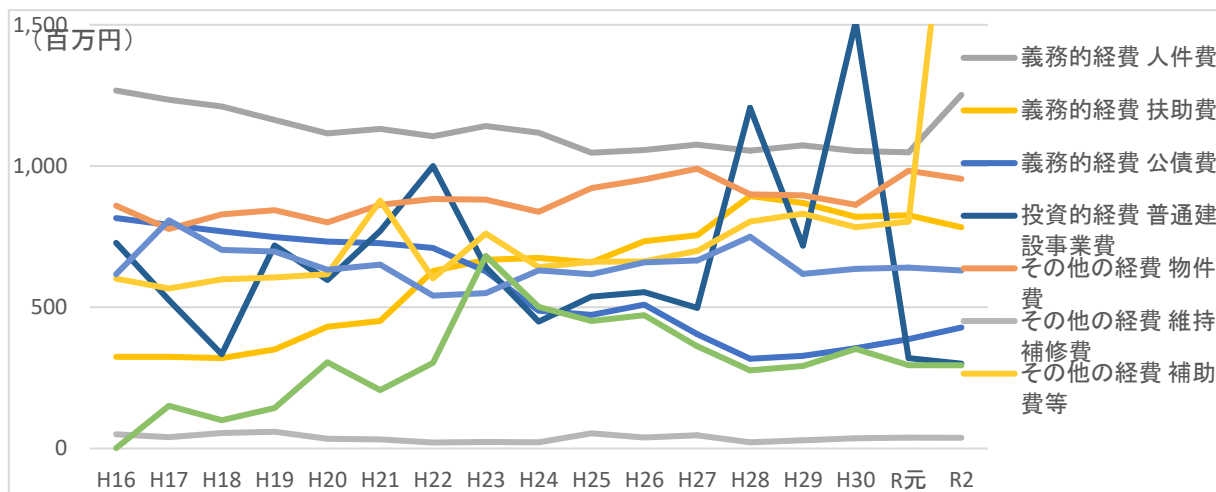


図 2-8 歳出経費の内訳

⑤ 地方債現在高の推移

令和 2（2020）年度末の地方債現在高¹⁰は 43.5 億円となっています。

平成 23（2011）年度から令和 2（2020）年度までの地方債現在高の推移を見ると、平成 27（2015）年度までは、返済金が借入金を上回る年度が続いたため、地方債現在高は減少してきましたが、新庁舎の建設資金の調達の影響で、平成 30（2018）年度は地方債現在高が大幅に増加しています。

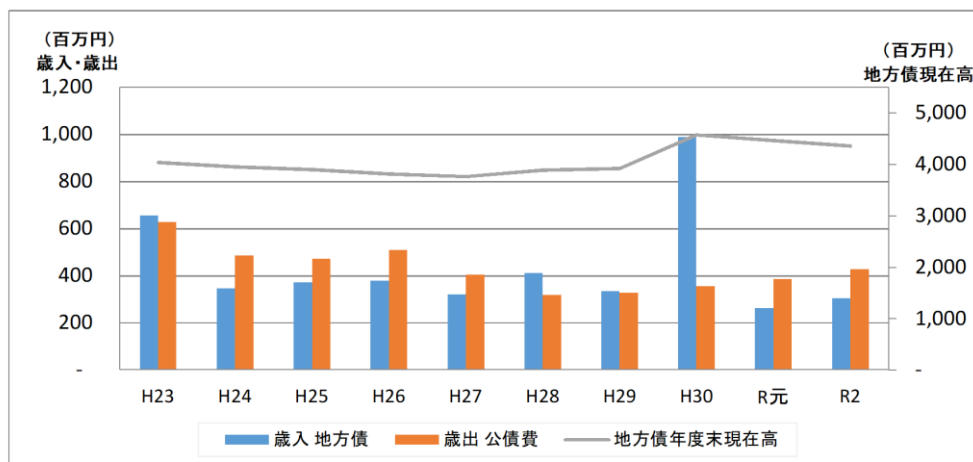


図 2-9 起債現在高の推移

¹⁰ 地方債現在高：地方債（借入金）の総額のこと。

⑥ 積立金現在高の推移

令和 2（2020）年度末の積立金現在高¹¹は 27.8 億円となっています。

積立金現在高は平成 21（2009）年度末の 28.3 億円までは減少を続けていましたが、以降は概ね増加に転じていました。特に、財政調整基金¹²と庁舎建設基金¹³が増加してきましたが、庁舎建設基金については、新庁舎建設の財源とするため、取り崩しを行いました。また、減債基金¹⁴も減少していますが、本町では世代間負担および財政負担の平準化のため、借入資金の返済方法に元利均等償還方式を選択し、各年度予算で公債費として返済しています。満期一括償還方式を選択している借入資金はないため、現状では減債基金を積み増しする必要はありません。

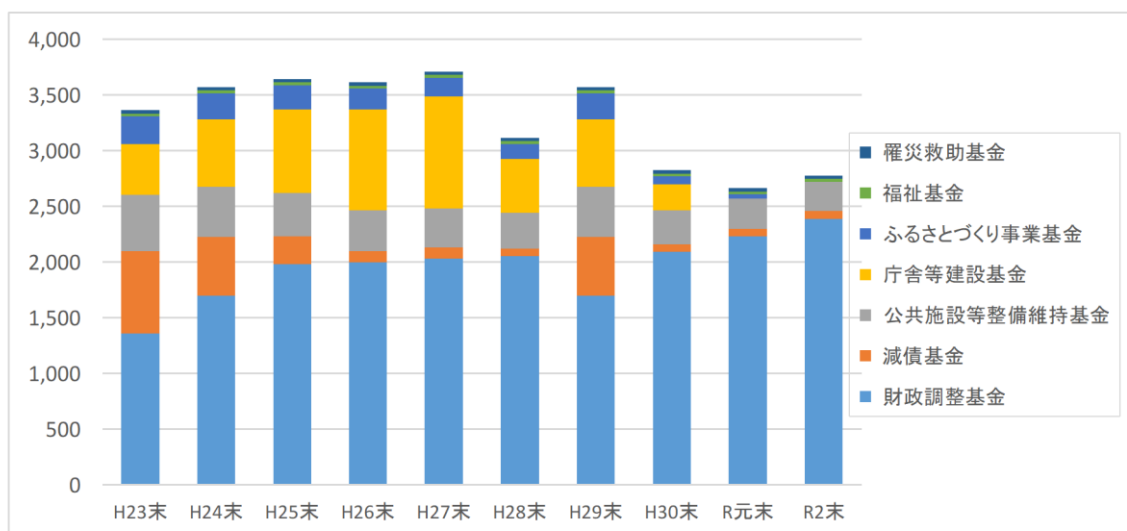


図 2-10 年度末基金残高の推移

¹¹ 積立金現在高：財政調整基金や減債基金など特定の目的のために積み立てた資金の総額のこと。

¹² 財政調整基金：年度間の財源を調整して計画的な財政運営を行うための基金のこと。

¹³ 庁舎建設基金：町庁舎等の建設に要する経費の財源に充てるための基金のこと。

¹⁴ 減債基金：地方債の償還に必要な財源を確保するための基金のこと。

3. 目指すべき将来人口をふまえた財政状況の将来見通し

目標とする合計特殊出生率と移動率の改善を達成しても、人口は減少していきます。現在の「つぼ型」人口ピラミッドの形状により、年少人口の構成比率が増加しても生産年齢人口の減少を止めることはできません。生産年齢人口の減少と老年人口の増加は、本町の歳入と歳出の双方に影響があります。目指すべき将来人口を達成するとしても、本町の今後の財政状況はより厳しいものとなっていくと考えられます。

① 人口の変化による地域への影響

人口が減少し、かつ生産年齢人口が減少することは、地域経済や産業等へ影響を与えます。労働力人口に占める若者の割合の減少は、地元企業等への従事者不足、農業の担い手不足による農業の衰退と農地の荒廃や地域のコミュニティ機能の維持が難しくなることが考えられます。

年少人口の減少による小・中学校の児童・生徒の減少は、学校運営の適正規模が維持できなくなり、施設の統廃合を検討する必要性が出てきます。

② 人口の変化による歳入への影響

人口減少による地域への影響は、個人所得の減少、消費需要の低迷につながります。生産年齢人口の減少も伴うため、町税について減収を見込んでおく必要があります。

③ 人口の変化による歳出への影響

老年人口の増加により、医療費等の社会保障関係経費の増加につながります。現状でも年々扶助費が増加傾向にありましたが、今後も扶助費が増大していくことを見込まなければなりません。

小中学校の統廃合に伴う通学範囲の拡大への対策、コミュニティの機能維持への対策、防犯・防災と災害発生時の対策など、人口減少による新たな住民ニーズに対応していく必要があります。

④ 一部事務組合・企業団の負担金見込み

一部事務組合や企業団の施設整備により、今後負担金の増加が見込まれます。

第3章 公共施設等の現状と将来見通し

1. 公共施設の現状

昭和30年（1955年）の合併により板倉町が誕生してから、人口構造の変化と社会的ニーズに対応するため、集中して公共施設の整備を進めてきた期間があります。

本町では、令和2年度末現在では施設数36施設で建物数134棟、延床面積で4.3万㎡に及ぶ公共施設を有しております。その中で建築から35年以上を迎える昭和59年（1984年）までに整備された施設数等19施設で83棟、面積3.4万㎡、全公共施設の84.2%となっております。

この時期までに整備された公共施設は既に相当な年月が経過しており、施設の寿命を考えると、そう遠くない将来に多くの施設の改修・更新時期が重なる時期を迎えることとなります。これは多額の維持更新費が必要になる時期が到来することを意味します。

① 施設類型ごとの延床面積・割合

公共施設の延床面積を見ると、校舎や体育館等の学校教育施設が38%と約3分の1を占めています。次いで、令和2年度から廃校となった旧南北小学校の校舎等を含むその他行政系施設が多くなっています。

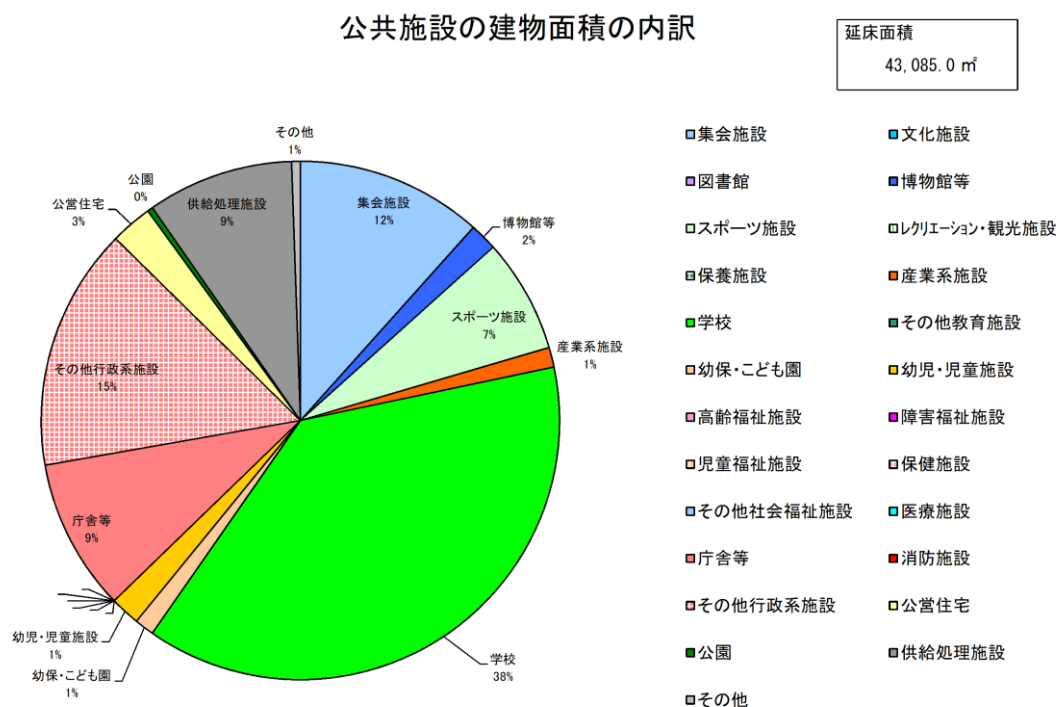


図 3-1 公共施設の延床面積

② 建築年別整備状況（延床面積）

主な公共施設の建築年度を見ると、昭和 33（1958）年度の役場庁舎建設、昭和 40（1965）年度から昭和 42（1967）年度にかけての板倉中学校の建設、昭和 45（1970）年度から昭和 48（1973）年度にかけて保育園などの子育て支援施設と各小中学校体育館の建設、昭和 53（1978）年度から昭和 57（1982）年度にかけて中央公民館や各小学校校舎の建設、主に学校教育施設建設に併せて整備面積が大きくなっています。

また 1981 年の新耐震基準以前に建築された施設は、全体の 55.5% を占めていましたが、このうち 3/4 を占める学校教育系施設と公民館については耐震化対策を実施済みです。また、最も老朽化の進んでいた役場旧庁舎については、建て替え工事が完了しました。

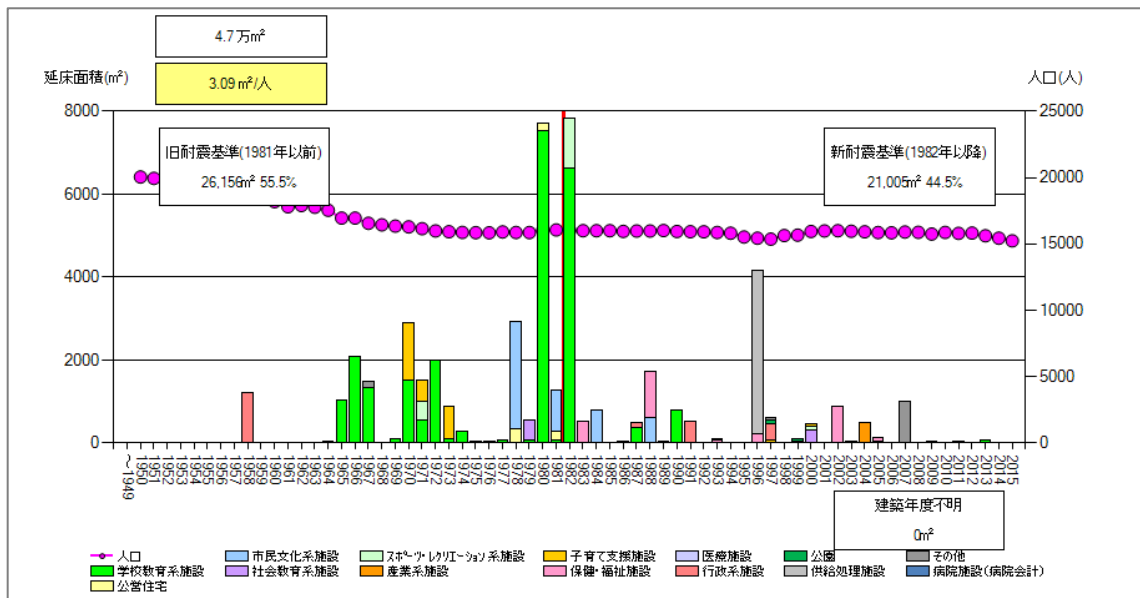


図 3-2 公共施設の年度別整備延床面積

表 3-1 築 35 年以上の主な建物一覧

年度	分類	施設名	建物名	延床面積	耐震基準	耐震診断	耐震診断結果等	
1965	学校教育系施設	中学校	校舎	1,024 m ²	旧耐震	実施	耐震補強済み	
1966	学校教育系施設	中学校	校舎	2,083 m ²		実施	耐震補強済み	
1967	学校教育系施設	中学校	校舎	1,282 m ²		実施	耐震補強済み	
1970	子育て支援施設	北保育園	体育館	1,578 m ²		実施	耐震補強済み	
			保育園	704 m ²		未実施		
1971	スポーツ・レクリエーション系施設	北小学校	体育館	553 m ²		実施	耐震性あり	
			武道館	420 m ²		未実施		
1972	スポーツ・レクリエーション系施設	南小学校	体育館	634 m ²		実施	耐震性あり	
			東小学校	体育館		522 m ²	実施	耐震性あり
			西小学校	体育館		844 m ²	実施	耐震性あり
1973	子育て支援施設	西児童館	737 m ²	未実施				
1978	市民文化系施設	中央公民館	2,613 m ²	実施		耐震性あり		
1979	社会教育系施設	文化財資料館	461 m ²	未実施				
1980	学校教育系施設	東小学校	校舎	2,437 m ²		実施	耐震補強済み	
			西小学校	校舎		4,873 m ²	実施	耐震補強済み
1981	市民文化系施設	南部公民館	995 m ²	実施		耐震性あり		
1982	学校教育系施設	北小学校	校舎	3,410 m ²	新耐震			
			南小学校	校舎		2,876 m ²		
			スポーツ・レクリエーション系施設	海洋センター		体育館	1,102 m ²	
1983	保健・福祉施設	保健センター	523 m ²					
1984	市民文化系施設	北部公民館	601 m ²					

③ 過去に行った対策の実績

本計画策定時以降に取り組んだ公共施設等の再配置、長寿命化等についての対策は下記のとおりです。

- ・平成29年度 旧南児童館の解体撤去
- ・平成30年度 役場新庁舎の建設
- ・令和2年度 役場旧庁舎の解体

④ 施設保有量の推移

上記の対策実施等に伴う、施設保有量の推移については、下記のとおりです。

	計画策定時 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
延床面積 (㎡)	47161.1	46674.1	50758.1	50758.1	48404.1
計画策定時比 (%)	—	98.97%	107.63%	107.63%	102.64%

表3-2 施設保有量の推移

⑤ 有形固定資産減価償却率の推移

板倉町の有形固定資産減価償却率の推移については、下記のとおりです。

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
有形固定資産減価償却率 (%)	58.5	57.3	59.0
(参考) 群馬県内平均 (%)	—	59.6	60.1

2. 土木インフラの現状

① 道路の整備状況

本町の認定している町道は1級町道15路線、2級町道24路線、その他町道1878路線、自転車歩行者道30路線が整備されています。本町では生活道路のほか農道も町道認定していますので、町道の舗装率は低くなっています。

近年は緊急時を考慮し、生活道路を中心に拡幅や舗装などの整備を進めています。また、災害時等の避難経路を確保する目的もあり、人間樋橋の更新に併せて幹線道路の整備も進めてきました。しかしながら、整備から年月が経過し損傷が目立ってきた町道もあり、新規整備のほか長寿命化や修繕についても検討しなければならない状況が多く見受けられます。

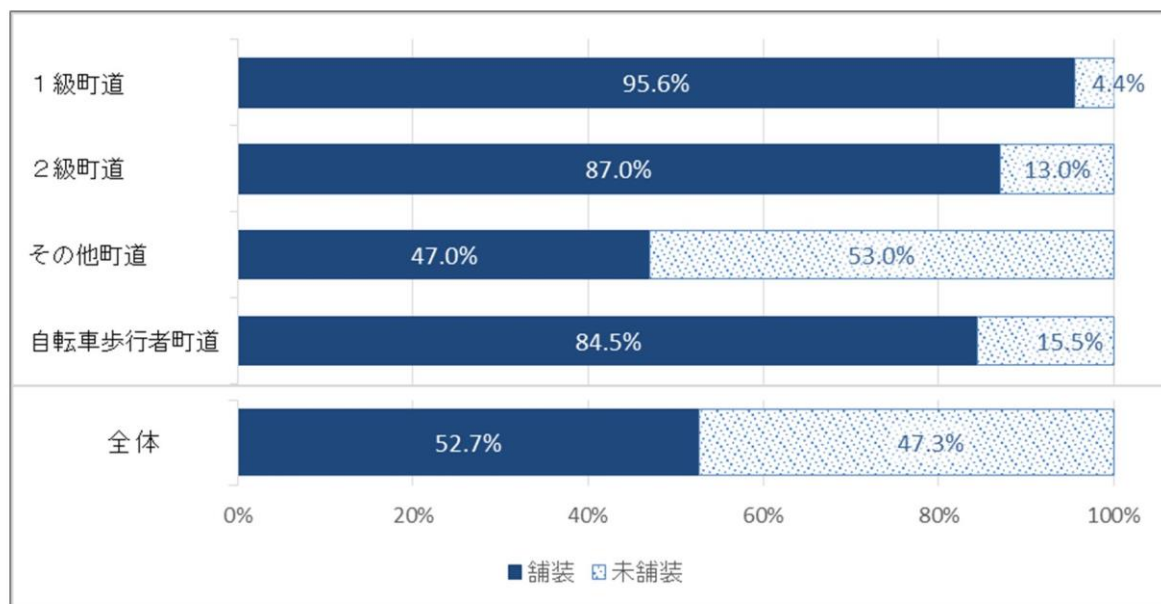


図 3-3 町道路線種別 舗装・未舗装延長構成比

路線種別	実延長		道路部面積
	舗装	未舗装	
1級町道	31,802 m	1,407 m	215,974 m ²
2級町道	34,726 m	4,516 m	179,626 m ²
その他町道	465,115 m	246,364 m	1,837,209 m ²
自転車歩行者町道	1,956 m	304 m	13,159 m ²
合計	533,599 m	252,591 m	2,245,968 m ²

表 3-3 町道路線種別 実延長・道路面積（橋梁部を除く）(R2.3.31 現在)

② 橋りょうの整備状況

板倉町が管理する橋りょうは、令和元（2019）年度で 286 橋です。このうち、長寿命化計画対象の 54 橋について、建設後 50 年を経過した橋りょうが占める割合は、令和 30（2049）年度には、86%にまで増加します。

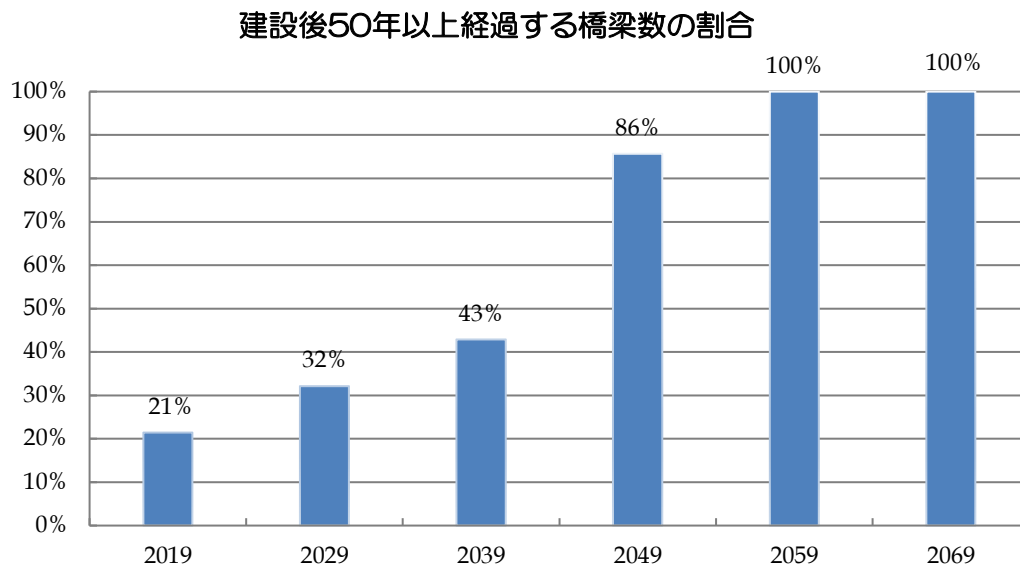


図 3-4 板倉町橋梁長寿命化修繕計画（R2.6）

今後高齢化する道路橋の急速な増大に対応するため、従来の対症療法的な修繕および架替えから、予防保全的な修繕および長寿命化修繕計画に基づく架替えへと円滑な政策転換を図ります。これにより橋りょうの長寿命化および橋りょうの修繕・架替えに係わる費用の縮減を図ります。

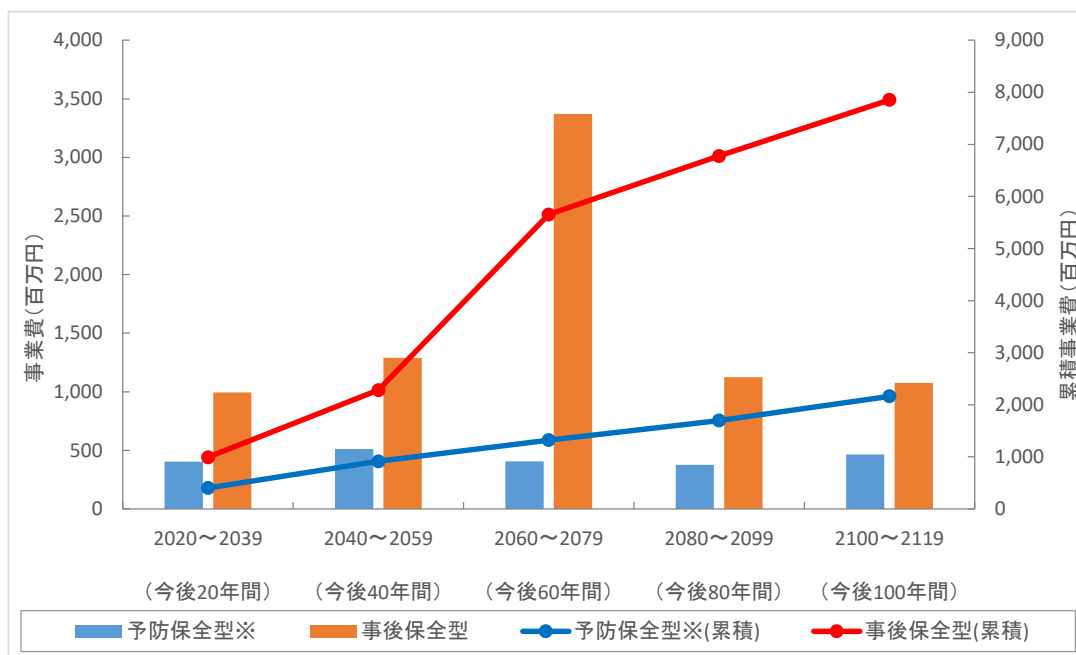


図 3-5 板倉町橋梁長寿命化修繕計画（R2.6） 予防保全型事業費推移

③ 農業用排水路の整備状況

農業用の水路については、用水事業については邑楽土地改良区、排水事業については町が事業を行っていますが、水路については用水・排水を共用している状況のため、双方で整備を実施するほか県営等の土地改良事業に併せて実施もしています。農業振興と防災のため、用排水路の改修等についても継続して実施しています。未改修の用排水路も多く存在し、今後とも整備を検討していく必要があります。

④ 下水道の整備状況

下水道の整備については、板倉ニュータウンの開発に伴い下水処理施設として板倉町水質浄化センターを建設し、平成 10（1998）年に供用を開始しました。下水処理施設と幹線管渠については町で整備しましたが、支線管渠の整備については町だけでなく、群馬県企業局が布設し移譲されたものも多くあります。整備地区に限られているため、今後の下水管の総量は微増にとどまることが予想されます。最も古い管渠でも平成 7（1995）年以降の整備となっていますので、当分の間は老朽化の心配はありません。ただし、老朽化した際はすべて町で更新する必要があります。なお、下水処理施設については、供用開始から 18 年が経過しており、設備の改修・更新時期が近くなっています。

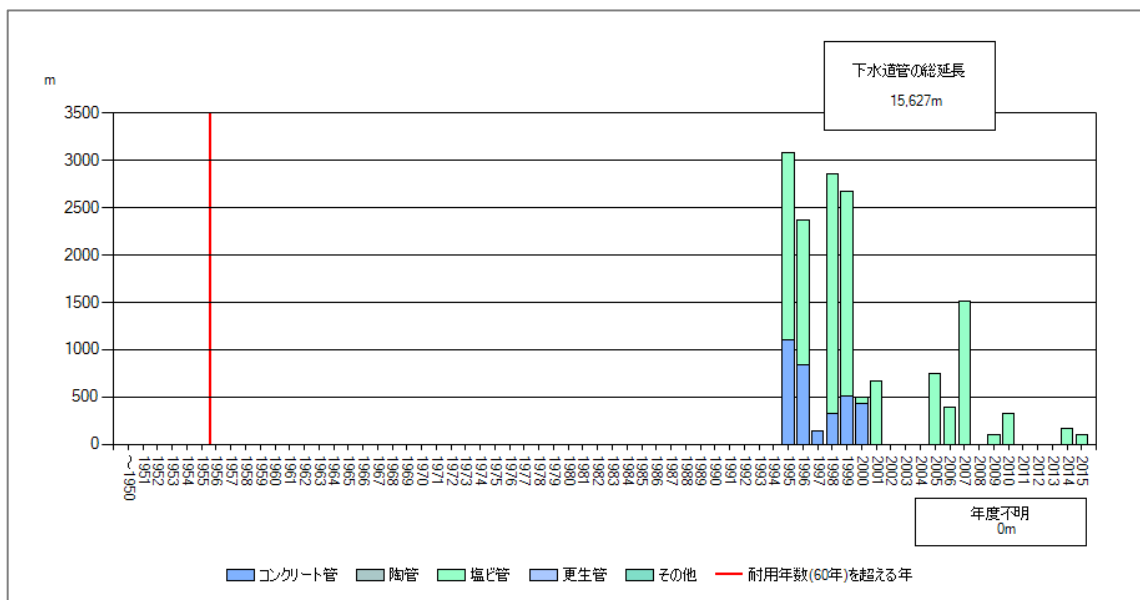


図 3-5 下水道の管種別年度別延長

3. 将来の更新費用の推計

① 公共施設の更新費用の将来推計

公共施設の将来の更新費用を試算した結果、本町が所有する公共施設について、すべて大規模改修を実施し現状規模のまま建て替えた場合、今後40年間で220.8億円（年平均5.5億円）かかることが見込まれます。また直近5カ年の公共施設にかかる投資的経費を見ると年平均で約1.76億円となっています。

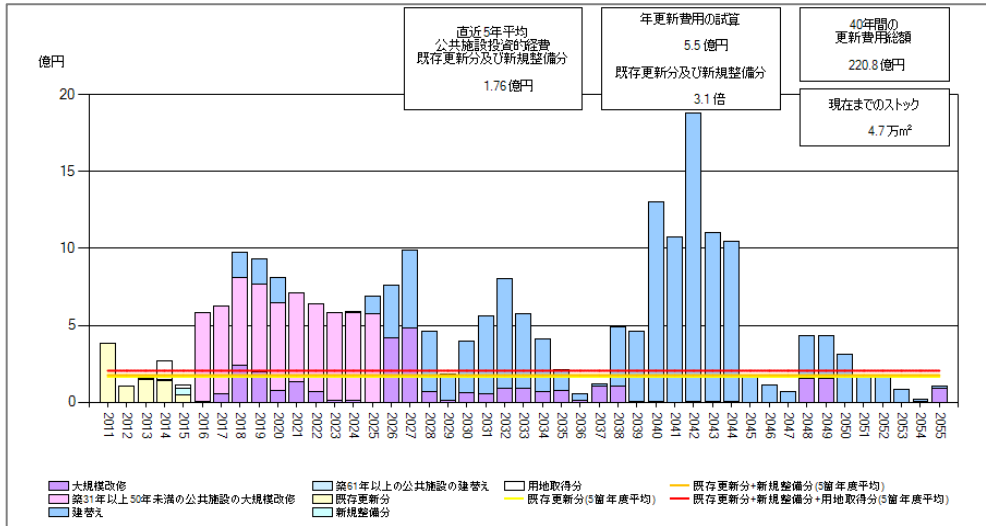


図 3-6 将来の更新費用の推計（公共施設）

令和2年度に作成した各個別施設計画においては、従来型の管理を行った場合、今後40年間で237.6億円かかることが見込まれるところ、長寿命化型の管理を行った場合には、232.9億円かかる見込みとの試算となっています。

② 道路の更新費用の将来推計

道路の将来の更新費用を試算した結果、現状規模のまま更新を行った場合、今後40年間で172.3億円（年平均4.3億円）かかることが見込まれます。また直近5カ年の道路にかかる投資的経費を見ると年平均で約2.0億円となっています。

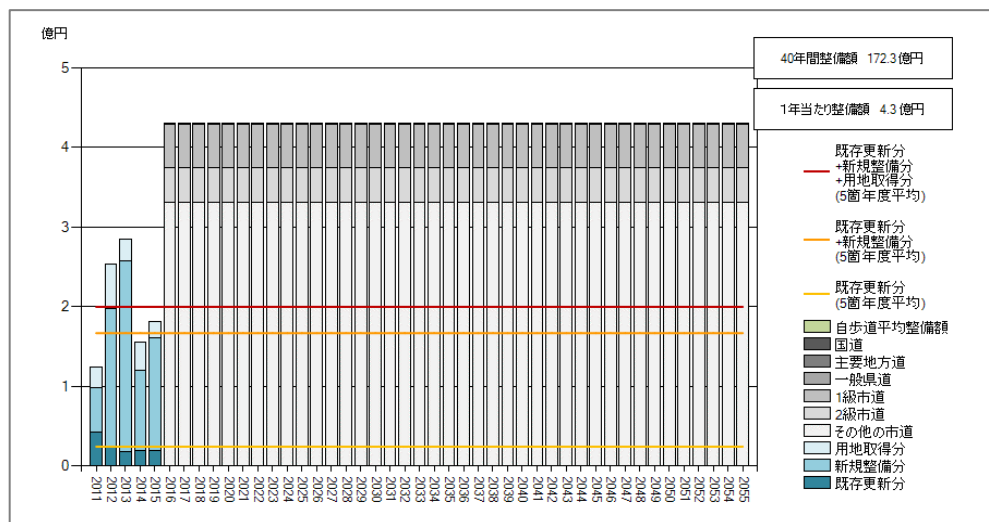


図 3-4 分類別面積による将来の更新費用の推計（道路）

③ 橋りょうの更新費用の将来推計

橋りょうの将来の更新費用を試算した結果、現状規模のまま更新を行った場合、今後40年間で18.1億円（年平均0.5億円）かかることが見込まれます。また直近5カ年の橋りょうにかかる投資的経費を見ると年平均で約0.3億円となっています。

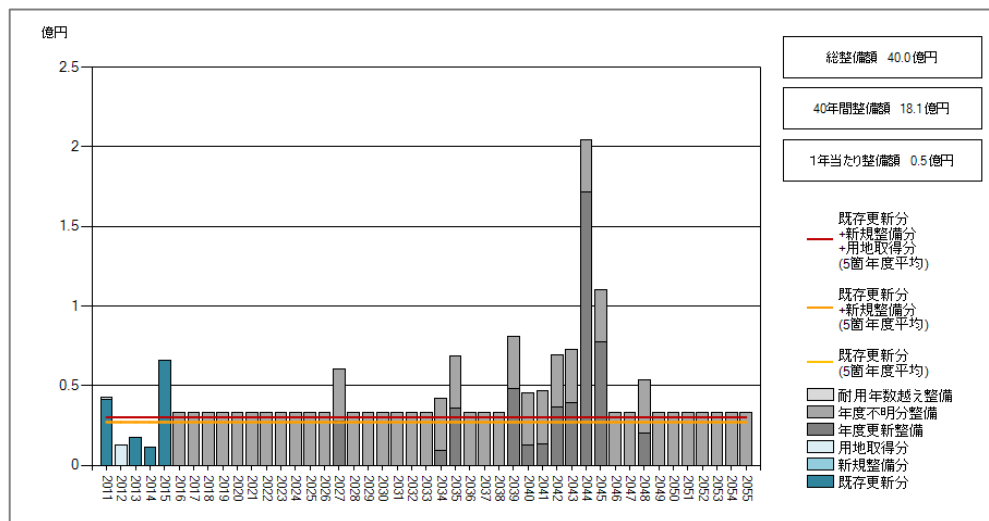


図 3-5 構造別面積による将来の更新費用の推計（橋りょう）

④ 下水道の更新費用の将来推計

下水道の将来の更新費用を試算した結果、現状規模のまま更新を行った場合、10年後にまず処理施設の更新が必要となり、40年後から管路の更新が必要となります。今後40年間で12.3億円（年平均0.3億円）かかることが見込まれます。また直近5カ年の下水道にかかる投資的経費はありませんが、下水道事業債の元利金返済が毎年度1.0億円で令和4（2022）年度まで継続し、その後は徐々に減少して令和12（2030）年度に完済となる予定です。



図 3-6 管種別年度別延長による将来の更新費用の推計（下水道）

⑤ 公共施設と土木インフラをあわせた将来の更新費用の推計

公共施設と土木インフラをあわせたすべての公共施設等の更新費用を試算した結果、公共施設について建物の耐用年数を20%延長し大規模改修を実施しなかった場合でも、今後40年間で412.2億円（年平均10.3億円）かかることが見込まれます。直近5年間の公共施設にかかる投資的経費は平均5.4億円ですので、毎年4.9億円不足することになります。

現在の財政状況でも現状規模のまま公共施設等の更新を行っていくことは厳しい状況です。将来的な財政推計で扶助費やその他経費は上昇傾向にあり、普通建設事業費は減少傾向となることが予想されているため、公共施設等の更新のための財源確保はさらに厳しい状況となります。

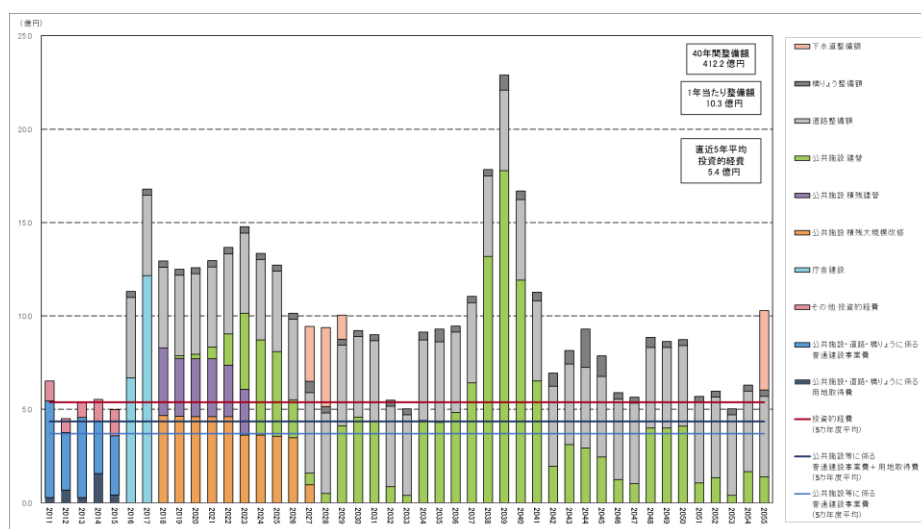


図 3-7 将来の更新費用の推計（公共施設及びインフラ資産）

4. 社会構造の変化とサービス見直しの必要性

板倉町人口ビジョンの目標とする合計特殊出生率と移動率を達成しても、本町の人口は今後25年間で現在の70.8%となり、生産年齢人口は49.9%となります。

人口の減少や高齢化、高度情報化社会の到来などといった社会構造の変化を受けて、公共施設等が整備された時と比較すると施設等に対する利用需要に変化が生じています。高度化・多様化する住民ニーズに対応し、住民の皆様に満足していただける行政サービスを提供していくことが求められており、そのために、財政基盤の充実が喫緊の課題となっています。人口減少等により、公共施設等の利用需要が低下していくことが予想される中、厳しい財政状況が想定されるため、公共施設等における機能やサービスのあり方を改めて見直す必要性に迫られています。

第4章 公共施設等総合管理計画の基本方針

1. 基本方針

公共施設等の維持更新費を適正な水準に抑えていくためには、長期的な視点を持って、統廃合・複合化・長寿命化・除却などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。

公共施設については、人口減少と少子高齢化に伴い、今後財政規模が縮小していくことを踏まえ、必要なサービス水準を確保しつつ、不要な施設については統廃合や除却により縮減を推進することとします。

土木インフラについては、町民生活における重要性および道路や橋りょうといった施設種別ごとの特性を考慮し、中長期的な経営視点に基づくそれぞれの長寿命化計画等に則した総量の適正化を図ることとします。

財政については、公共施設等の更新や維持管理に対応するため基金への計画的な積み立て、世代間負担と財政負担の平準化を図るため適切な地方債の活用等、財源の確保に努めることとします。

① 総資産量の適正化

公共施設は、その施設のあり方や必要性について、町民ニーズや政策適合性、費用対効果などの観点から総合的に評価します。廃止、集約化¹⁵、複合化¹⁶を行うことで適正な施設保有量を実現します。土木インフラは、費用対効果や経済波及効果を考慮し、新設・改修・更新を実施します。

② 長寿命化の推進

今後も活用していく公共施設や土木インフラについては、定期的な点検・診断を実施し、計画的な維持修繕を徹底して長寿命化を推進します。長期にわたる安心・安全なサービス提供に努めるとともに、ライフサイクルコストの縮減による財政負担の軽減と平準化を図ります。

③ 施設の転用と除却

集約化等により不要になった施設については、ほかの老朽化した施設や新

¹⁵ 集約化：用途が同種あるいは類似している複数の施設を1つの建物にまとめること。

¹⁶ 複合化：用途が異なる複数の施設を1つの建物にまとめること。

たな住民ニーズへ対応する機能を提供する施設として転用¹⁷を検討します。また、老朽化により安全の確保が困難な施設については、速やかに除却し跡地の新たな活用方法を検討します。

④ 公民連携による民間活力の導入

民間企業等の持つノウハウや資金を積極的に活用し、整備や管理における官民の役割分担の適正化により財政負担の軽減とサービス水準の向上を図るべく、公民連携¹⁸の可能性について検討していきます。

⑤ バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

国が示す「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020閣僚会議決定）の方針を踏まえ、公共施設等の大規模改修や建替えの際は、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化¹⁹を推進します。

2. 推進体制

公共施設等の総資産量を適正化するために、公共施設や土木インフラを担当する各部門を横断的に調整し、公共施設等を効率的に維持管理する体制を構築します。

① 財政と各課局との連携

長期的な視点から策定した施設整備・管理運営の計画も、財政措置があってはじめて実行に移すことができます。効率的かつ効果的な管理を実施していくために、事業を担当する各課局との連携が必要不可欠です。総合管理計画の導入により新たに必要となる経費については、全体の予算編成を踏まえながらその確保に努めることとします。また、総合管理計画による事業優先度判断に応じた予算配分の仕組みづくりについて今後検討していきます。

¹⁷ 転用：これまでの用途を変更し、ほかの用途のために建物を使用すること。

¹⁸ 公民連携：PPP（Public/Private Partnership）とも呼ばれる公民が連携して公共サービスの提供を行う事業手法の総称。PFI、指定管理者制度、包括的民間委託などのさまざまな手法がある。

¹⁹ バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化：バリアフリーとは、高齢者や障害者などの全ての障壁を除去する考え方。ユニバーサルデザインとは、障害の有無、年齢、性別などに関係なく、全ての人が利用しやすいようにはじめから障壁がない製品・建物・環境などを作る考え方。

② 町民との協働

公共施設等の適正配置の検討にあたっては、議会や町民に対し随時情報提供を行い、町全体で認識の共有化を図ります。公共施設等に関する情報や問題意識を共有し、アンケートの実施等により住民のニーズと必要とする機能の把握に努めます。将来の公共施設等のあり方について住民説明会等を実施し、幅広く議論を進めていくことで、町民の理解と協働を推進します。

③ 職員の意識改革

全庁的に総合管理計画を推進していくためには、職員ひとりひとりが共通認識を持って取り組んでいく必要があります。公共施設等の現状と将来の見通し、総合管理計画の策定意義を十分理解し、行政サービスの水準を維持するための総量適正化への意識を職員の共通認識としていきます。社会構造や住民ニーズの変化に対応できるよう、今までの考え方にとらわれない柔軟な発想で、住民サービスの向上のため創意工夫を実践していきます。

第5章 施設類型ごとの基本方針

1. 公共施設

① 学校教育系施設

「板倉町立小学校適正規模・適正配置基本計画」に基づき、学校の統廃合や複合化を念頭に施設管理を行います。長期的な視点に立ち、定期的な点検と計画的な修繕により施設の長寿命化を図ります。廃止される施設については、除却や転用等の検討を行います。

② 社会教育系施設

長期的な視点に立ち、定期的な点検と計画的な修繕により施設の長寿命化を図ります。利用者との連携を図り、施設設備の安全確保と必要とされる機能の提供に努めます。将来的には、集約化や複合化の必要性についても検討を行います。

③ 子育て支援施設

長期的な視点に立ち、定期的な点検と計画的な修繕により施設の長寿命化を図ります。将来的な集約化や複合化も検討し、施設設備の安全確保と必要とされる機能の提供に努めます。老朽化し安全の確保が困難な施設については除却を行います。

④ 保健・福祉施設

長期的な視点に立ち、定期的な点検と計画的な修繕により施設の長寿命化を図ります。将来的には、集約化や複合化および除却の必要性についても検討し、施設設備の安全確保と必要機能の提供に努めます。

⑤ 清掃施設

「館林・板倉・明和地域循環型社会形成推進計画」に基づく広域処理への移行に伴い、使用しない施設については廃止とし、除却や転用等の検討を行います。広域処理への移行後も使用する施設については、長期的な視点に立ち、定期的な点検と計画的な修繕により施設の長寿命化を図ります。

⑥ 行政施設

「板倉町役場庁舎基本計画」に基づき整備を行います。整備後は長期的な

視点に立ち、定期的な点検と計画的な修繕により施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図ります。庁舎の利用状況と住民ニーズを勘案し、将来的な複合化も検討します。

⑦ 公営住宅

長期的な視点に立ち、定期的な点検と計画的な修繕により施設の長寿命化を図ります。安全性の確保が難しい場合には、既存民間住宅を活用した借上町営住宅の供給など、必要とされる機能の提供に努めます。

⑧ 公園

長期的な視点に立ち、定期的な点検と計画的な修繕により施設の長寿命化を図ります。遊具については定期的な点検により安全確保に努め、事故につながる恐れがある場合は適切な措置を講じます。

2. 土木インフラ

① 道路

日常的な維持管理として道路パトロールを実施することで破損状況や劣化等を把握し、簡易補修等の対応により最大限の長寿命化を図ります。破損状況によって適時補修を行っていくことを基本とし、経年的な劣化に対応する適切な年数で更新することを検討します。

また、幹線道路においては、「板倉町舗装維持修繕計画」を基に舗装修繕を実施します。計画的かつ効率的な舗装の維持管理を行うことで、維持・修繕にかかる費用の大規模化を回避し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

② 橋りょう

5年毎に1回の頻度で橋りょう定期点検を実施し、橋りょうの健全度を把握します。また、日常的な維持管理としてパトロールを実施し、清掃や土砂詰まりの除去等の対応が容易な作業を実施します。それらの結果を基に「板倉町橋梁長寿命化計画」を更新し、計画的に予防修繕等を実施することにより、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

現橋の修繕・架け替えが必要な場合については、費用対効果を検証して事業の実施を検討することとし、場合によっては除却の検討も行います。

八間樋橋の架け替えに伴い、旧橋は今後除却を行います。

③ 用排水路

受益者と連携して現状の把握に努め、破損や劣化状況の情報を共有します。必要とされる機能を保持するよう、適切な補修・更新等を行っていきます。

④ 下水道

定期的な点検により施設の破損状況や劣化状況等を把握し、予防保全と計画的な修繕の実施により、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

板倉町役場 企画財政課 財政係

〒374-0192

群馬県邑楽郡板倉町板倉 2682-1

TEL 0276-82-1111

E-Mail:kikaku@town.itakura.gunma.jp